

占出山町だより



2005年7月号

夕暮れ、事務所近くのビルの2階からお囃子のお稽古の音が流れてきます。
これからひと月、祇園祭一色に染まる占出山町界限。心躍る季節の到来です。
7月の占山町だよりは、年金のお話からはじめます。

7月号目次

いまさら聞けない年金の「基礎」～1, 2, 3号ってなんのこと？
会社のルールブック「就業規則」

いまさら聞けない年金の「基礎」～1, 2, 3号ってなんのこと？

今から約20年前、昭和61年4月から年金は新しい仕組みに変わりました。

1階部分が基礎年金、2階部分が共済・厚生年金などそれぞれの働き方によって名称が
違う被用者年金部分です。2階建てといわれる現在の年金制度のスタートです。

そのときに生まれたのが、国民年金1号、2号、3号という呼び名(?)です。

昭和61年3月末まではどうだったのかというと、明治から昭和初期までは恩給という
名称だった公務員等のための共済年金、昭和19年の民間の会社で働く人を対象にした
厚生年金、昭和36年からスタートした自営業の方対象の国民年金、各々がそれぞれの
加入者から保険料を集め、その保険料を基礎に年金を支払うという年金制度でした。

国民年金を除く他の制度では、給料から保険料を天引きされるため、滞納という問題は
起きませんでした。しかし、国民年金は被保険者が自主的に保険料を支払ってゆくため、
うっかりミスの滞納や、厳しい経済状態から保険料を支払うことが難しくなりなおざり
に...というケースが少なくなく、国民年金の経済的基盤はかなり不安定になったのです。
そこで、長期にわたり安定した国民生活の基礎となる年金をとの理念から、新しいシス
テムが生まれたのです。

新システムは、20歳以上60歳未満の方全員加入が義務付けられる基礎年金部分(1
階部分)をつくり、その上に会社員が加入する厚生年金や公務員等が加入する共済組合
等を2階部分とすることにしたのです。

厚生年金に加入している会社員、共済組合等に加入している方(いわば会社や官公庁、
学校等で働いている方)は、国民年金の**第2号被保険者**ということになります。

(裏面へ続く)

第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者で、原則年収が130万以下の方で、要件に該当すれば男女は問いません。(保険料の負担はありません。)

第1号被保険者は、2, 3号いずれにも該当しない方ということになり、自営という形で働く方、20歳以上の学生等が該当します。第1号被保険者の場合、被扶養配偶者という概念はありませんので、ご夫婦で自営をなさっておいでの場合でも、どちらかが第3号とはならないのです。(不公平ですよ?)

来月は、この基礎知識を基本として、どうして議員の未納問題が起こったか?と65歳から年金をもらうための条件をお話しましょう。乞う、ご期待!

西尾雅枝社会保険事務所では、年金のご相談をお受けしています。
働きながら年金をもらう方のライフプランの作成など、何でも承ります。
また、お忙しい方のために社会保険事務所への確認代行も1時間1,000円(交通費別)でお引き受けしています。お気軽にご相談下さい。

会社のルールブック「就業規則」

民間の会社にお勤めの皆様、あなたの会社に就業規則はありますか?

常時10人(パート、アルバイトを含む)を雇用する事業主は、就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務付けられており、もしそれを怠ると罰則があります。

就業規則は、事業主とそこで働く労働者にとって、トラブル発生の防止、発生した場合のお互いの対応のよりどころとなるいわばルールブックです。

また、就業規則を作成、届出しているも、法律の改正に対応していなければ、いざというときに対応できません。今問題となっているのが、高年齢者雇用の安定に関する法律の改正です。来年から、就業規則で定年の定めをしている事業所は定年年齢の引き上げ等の措置をとることが義務付けられています。

事業主様には、早急に、就業規則の見直しをなさることをお勧めします。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話 & ファクス(075)241-4586

メール m-nishio@kjd.biglobe.ne.jp

ホームページオープン! アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時~午後5時30分(日曜・祝日定休日)

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

